

平成 30 年 4 月吉日

レジェンド松山後援会会員の皆様方へ

レジェンド松山後援会

会長 秦 雅彦

『レジェンド松山後援会』の継続入会について

新緑が芽吹く爽やかな季節となり、皆様方には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

当後援会活動への温かいご理解とご支援に対し、心から感謝いたします。

さて、ミニバスはリーグ戦の導入やクラブ化への動きなど大きな転換期を迎えており、こうした中、レジェンド松山では、大野理事長をはじめコーチ・スタッフの皆様が、これまで以上に精力的な活動に取り組まれると伺っておりますので、後援会では、レジェンド松山の強力な応援団として一層支援していきたいと考えています。

つきましては、皆様方には、引き続き、当後援会会員としての継続入会を賜いますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、当会では年度当初に、継続入会の意思（『引き続き会員として継続入会』 or 『継続せず退会』）を確認させていただいており、今後の連絡をよりスムーズに行うため、事務局が毎年度、名簿の整理を行っておりますので、同封のハガキにより、5月9日(水)までにご回答をお願いいたします。

※HP 掲載に当たって、ハガキ分は省略しています。

※継続される方は、

⇒ 『平成 30 年度総会・懇親会(5月26日(土))出欠確認・委任』の記入

総会・懇親会のご案内は別紙のとおりです

同封の継続入会確認ハガキの表面下部分に出欠確認等を合わせて

ご記入願います

⇒ 年会費 2,000 円の納入(納入方法等は裏面参照)

をお願いいたします。

お知り合いで、後援会の会員になられていない方や、新規にご入会を希望される方がいらっしゃいましたら、皆様方からのご案内をお願いいたします。なお、後援会への入会は、随時受付けております。

(お手数ですが、本案内状をコピーしてお渡しいただき、レジェンド松山事務局を通じてご連絡をお願いします。後援会事務局から改めて、連絡させていただきます。)

～～【後援会概要(趣旨・会費等)】～～

〈会の趣旨〉

◎レジェンド松山の活動への多方面にわたるサポート

◎会員相互の親睦(総会・懇親会開催、レジェンド松山スタッフとの交流等)

※お子様のバスケットボール活動の有無は問いません。また、レジェンド松山のバスケットボールアカデミー等の卒業生・保護者に限定するものではありませんので、一人でも多くの方にご入会いただきたいと思います。

〈特典〉

◎後援会が実施する各種事業の案内

◎レジェンドフェスタ等レジェンド松山の各種イベントの案内

◎全日本レベルの選手やコーチによる各種クリニックの優先案内

◎後援会やレジェンド松山の活動内容等各種情報の提供 など

〈会費〉

◎年会費2000円

⇒通信費、事務経費等として、ご負担をお願いしています。

なお、年度途中で退会される場合の年会費の払い戻しは行いませんので、ご了承願います。

◎年会費の納入は、口座振込とさせていただきますので、下記の口座(どちらの口座でも可)への振込をお願いいたします。

※レジェンド松山事務局での現金の収受は行っていませんので、ご留意願います。

◎事務整理の都合上、5月9日(水)までに、振込をお願いします。

[後援会口座・住所]

※HP掲載に当たって、詳細は省略しています。

詳しくは、下記の事務局に、ご連絡先をお知らせ下さい。

事務局から、連絡させていただき、開催案内、ハガキ等をお送りします。

【レジェンド松山後援会事務局】

〒790-0062 松山市南江戸4丁目5-6 サザン南江戸100号室 NPO法人レジェンド松山内

TEL&FAX/089-989-4486

※住所、電話・ファックスは、レジェンド松山との共用となります。

レジェンド松山後援会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、レジェンド松山後援会と称し、事務局をレジェンド松山事務局に置く。

(目的)

第2条 本会は、レジェンド松山の活動全般に関し、多方面から援助・協力すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条の目的に賛同するものとする。

(役員)

第4条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1～2名
3. 会計 1名
4. 会計監査 1名
5. 事務局長 1名

尚、役員会において必要と認める場合は、相談役、幹事長、幹事を置くことができる。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

- 第6条
1. 会長は、会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代行する。
 3. 会計は、会運営上の会計事務を行う。
 4. 会計監査は、会計事務を監査する。
 5. 事務局長は、会運営の事務を総括する。尚、事務運営上、必要な場合は、会長の承認を得て、補佐役を置くことができることとし、補佐役は、役員会にオブザーバーとして参加するものとする。

(機関)

第7条 本会に次の機関を置く。

1. 総会 毎年1回定時に、あるいは、会長が必要と認める場合に、会長が招集し、会務を審議する。但し、重要案件のない場合には、役員会をもってこれに代えることができる。
2. 役員会 必要に応じて会長が招集し、会務を審議、執行する。

(会費)

- 第8条
1. 会費は年額2000円とする。
 2. 会員の臨時出費として、必要に応じて寄付活動を行うものとする。

(会計監査)

第9条 会計の収支は全て予算に計上し、年度末に監査を受け、会員に報告する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 会員として不適切であると役員会が判断した場合は、会員はその資格を喪失する。

第12条 この規約について必要な事項は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付 則

本会則は平成12年4月1日より実施する。

平成16年4月1日改正

平成17年4月1日改正

平成18年4月1日改正

平成19年4月28日改正

平成27年5月30日改正